

横須賀都市計画 近郊緑地特別保全地区 (衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区)の都市計画素案について

神奈川県では、このたび、横須賀都市計画近郊緑地特別保全地区（衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区）の都市計画素案を取りまとめましたので、皆さんのご意見をお聴きするため、素案の閲覧とともに公聴会を開催します。公聴会で公述を希望する方は申出期間内に公述申出書を提出してください。

1 都市計画素案の閲覧及び公述申出

公聴会で公述を希望される方は、「公述申出書」に必要事項を記入し、申出期間内に提出してください。
(「公述申出書」は下記閲覧場所及び県のホームページから入手できます。)

閲覧(申出)期間	閲覧場所	閲覧(申出)時間
令和8年8月10日(月)～ 令和8年8月31日(月) ※土曜日、日曜日及び祝日は 閲覧(申出)できません。 ※公述申出書は期間内必着	神奈川県県土整備局都市部都市計画課 (横浜市中区日本大通1)	午前8時30分～午後5時15分
	横須賀市都市部都市計画課 (横須賀市小川町11)	午前8時30分～午後5時00分
◎公述申出書の提出先：横須賀市都市部都市計画課 提出は①持参または郵送、②電子メール添付のいずれかの方法で受け付けます。 【提出先】①〒238-8550 横須賀市小川町11 / ②cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp		

2 公聴会の日時及び場所 ※公述の申出がなかった場合は開催しません。

開催日	開催時間	開催場所
令和8年9月25日(金)	午後7時～午後9時	本町コミュニティセンター第2会議室 (横須賀市本町2-1 総合福祉会館6階)

※公述人の人数によっては、終了時間が早まる場合があります。

3 公述人の資格

原則として横須賀市民及び利害関係人（素案に係る区域の土地に法律上の権利関係を有する方、横須賀市内に在勤の方等）です。

4 公述人の決定

公述人は10人程度としますが、同じ趣旨の意見が多数あるときは、申出をされた方のうちから公述人となる方を決定させていただきます。決定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。

なお、公述人1人あたりの公述時間は15分以内とします。

5 公聴会を開催しない場合

公述の申出がなかった場合は、公聴会は開催しません。開催しない場合は、次のとおりご案内いたします。

- (1) 神奈川県公報に掲載
- (2) 神奈川県ホームページ及び横須賀市ホームページに掲載
- (3) 神奈川県県土整備局都市部都市計画課、横須賀市都市部都市計画課及び公聴会会場に掲示

6 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会が開催されることをご確認の上、当日、直接会場にお越しください。ただし、人数によっては、傍聴をお断りすることがあります。

また、公聴会当日、手話通訳を必要とされる方は、令和8年8月31日(月)までに「7 お問合せ先」までご連絡ください。

7 お問合せ先

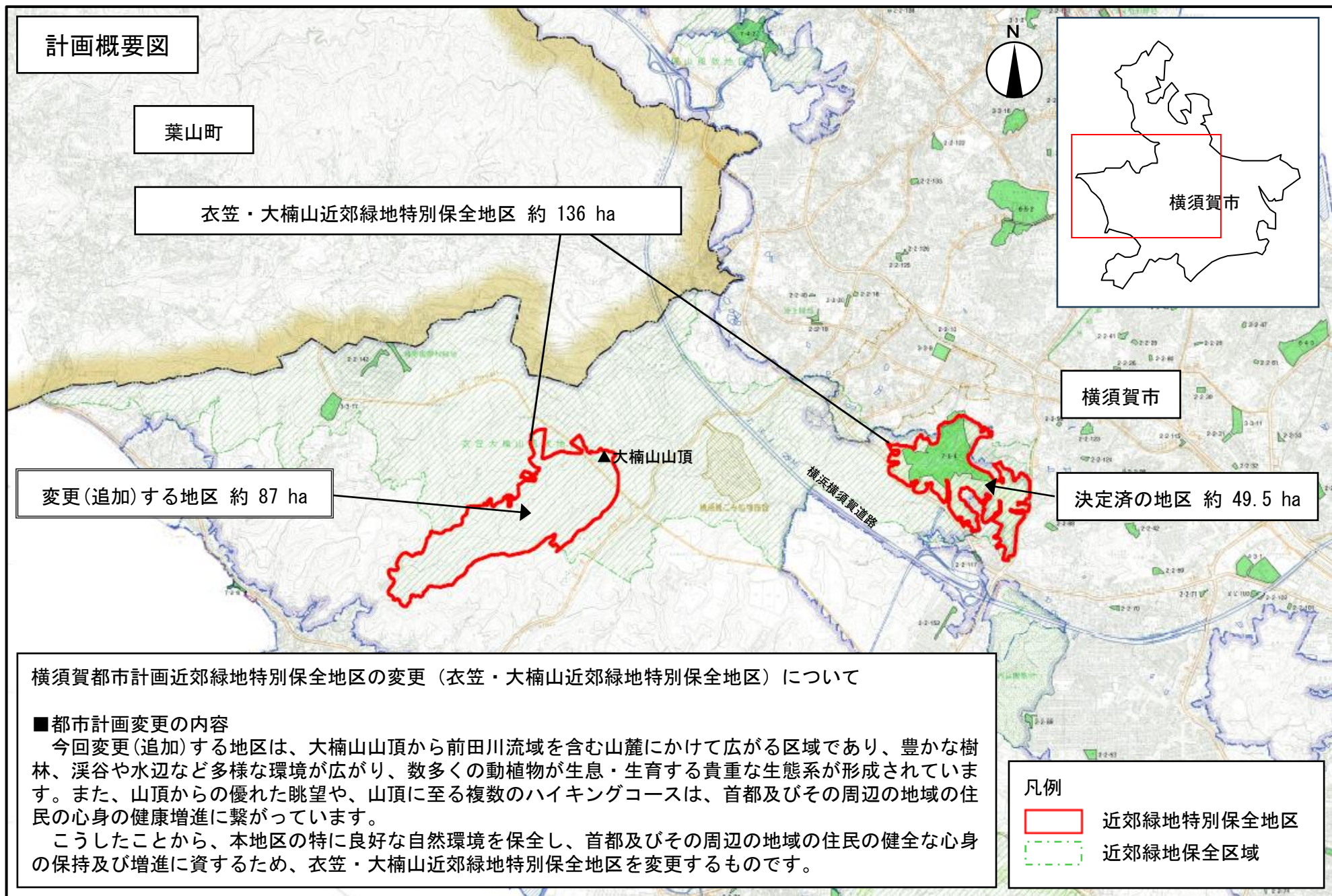
- 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 TEL(045)210-6175またはお問い合わせフォーム
- 横須賀市都市部都市計画課 TEL(046)822-8305



都市計画素案について



県お問い合わせフォーム



この図面は、横須賀市長及び葉山町長の承認を得て、同市町所管の都市計画基本図を複製・使用して調製したものです。（承認番号（葉山町指令第 130 号））
この図面は、横須賀市との協議を経て、横須賀都市計画決定データを使用して作成したものです。